

重 要

返還が完了するまで大切に
保存してください。

関西大学貸与奨学金

〔 入学時貸与奨学金
在学時貸与奨学金
応急貸与奨学金 〕

返還のしおり

関西大学

“関西大学貸与奨学金のしおり”について

この“しおり”は、関西大学貸与奨学金の返還について、返還開始から完了するまでの必要な事項をまとめたものです。

返還金の引落とし・返還猶予などの手続きを詳しく説明しています。**必要な手続きを速やかに行わない場合は、ご自身が不利な扱いを受けることになりますので**、このしおりを返還が完了するまで大切に保管し、十分活用してください。

奨学生住所・連帯保証人控

奨 学 生	氏 名		学籍番号	
	卒業後の 連絡先	〒 _____ TEL _____		
	勤務先	(名称) TEL _____		
連 帯 父 母 証 人	氏 名		本人との関係	
	現住所	〒 _____ TEL _____		
	勤務先	(名称) TEL _____		
連 帯 父 母 以 外 証 人	氏 名		本人との関係	
	現住所	〒 _____ TEL _____		
	勤務先	(名称) TEL _____		

目 次

“返還を始める皆さんへ”	2
I 返還について	
1 スムーズに返還するために	3
2 返還金の請求と返還方法	4
3 返還金の督促と長期滞納者への強制執行	5
II 返還が困難な場合	
1 在学猶予	
(1) 進学・編転入学した場合	6
(2) 卒業期が延びた場合	6
(3) 猶予期間	6
2 一般猶予	6
3 各種届出	
(1) 転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届	7
(2) 連帯保証人変更届	7
(3) 奨学金返還免除願	7
4 願・届の様式と用紙	
○ 転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届	8
○ 奨学金返還猶予願	9
諸規程	
関西大学貸与奨学金規程	10
関西大学貸与奨学金細則	13
関西大学入学時貸与奨学金規程	16
返還記録	
○ 転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届	巻 末
返還明細通知書貼付欄	裏表紙

“返還を始める皆さんへ”

1 関西大学貸与奨学金は、学資として「貸与」したものですから、関西大学貸与奨学金規程・同細則及び関西大学入学時貸与奨学金規程に従って、遅滞なく返還してください。

関西大学貸与奨学金は返還にその基礎がおかれ、「借りたものは返す」というごく当然のことが行われて初めてこの制度が成り立っていきます。

毎年、返還する金額は相当高額になる場合もあり、必ずしも容易であるとは言えませんが、後輩のために多少の困難はあっても確実に返還してください。

2 「返還明細通知書」を本人宛てに送付しています。

これには、貸与総額、毎年の返還金額（年賦額）、返還期日等の約束が記載されていますので、確認のうえ、返還明細通知書貼付欄（裏表紙）に「返還明細通知書」を貼付してください。

なお、在学最終年度の秋学期募集で採用された方の「返還明細通知書」には、当該採用に係る貸与額が加算されていませんので注意してください。

また、卒業（修了）年の4月下旬頃に連帯保証人（2名）にも「返還明細通知書」を送付しますが、この「返還明細通知書」には全ての貸与額が表記されています。

* 「返還明細通知書」は再発行できません。

I 返 還 に つ い て

1 スムーズに返還するために

(1) 期日を守って約束どおりに……。

ア 採用手続きの際に提出した「関西大学貸与奨学金借用証書・誓約書」の約束に基づいて、毎年の返還額を**返還期日(12月27日)に必ず返還してください。**

なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日の引落としとなります。

イ 毎年12月上旬に「奨学金返還のお知らせ」を大学から発送します。預金残高を確認し、引落とし(振替)の準備をしておいてください。

(2) いつも連絡先をハッキリと……。

ア 住所等を変更したらすぐに**転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届(様式は8ページ、用紙は巻末綴込)**を提出してください。

届出がなければ「奨学金返還のお知らせ」は届きません。

イ 転居先や電話番号変更を大学に通知しなければ、連絡先不明となり、それが原因となって滞納に至る場合もあり、連帯保証人に照会あるいは返還請求することになります。

(3) 返還が困難になったら手続きを……。

病気・災害など正当な理由があって返還が困難なとき(6ページを参照)は**奨学金返還猶予願(様式は9ページ)**を提出してください。

(4) 学籍番号を忘れずに……。

ア 返還の請求・収納等はすべて**“学籍番号”**によって管理していますので、奨学支援グループへの連絡や願・届出の際には忘れずに記入してください。

イ 他大学に編入学や転入学をしたり、他大学の大学院へ進学した場合は、関西大学での最終学歴の学籍番号を記入してください。

2 返還金の請求と返還方法

(1) 返還期にはお知らせが届きます。

ア 毎年、12月上旬に大学から「奨学金返還のお知らせ」を発送します。

イ 返還金はあなたの届出の口座から自動引落としとなりますので、返還期日の前日(12月26日)までに残高を確認し、引落しの準備をしてください。

(2) 届出口座を変更したい。

返還用の届出口座を変更したいときは、速やかに大学へ連絡してください。

旧口座を解約するときは、新口座での引落しを確認後行ってください。

(3) 一括で返還したい。

返還金の残額を一括で返還したいときは速やかに大学へ連絡してください。その際、**一括返還での口座引落しはできません**。大学から「払込取扱票」を送付しますので、その用紙で銀行または郵便局（ゆうちょ銀行）で振り込んでください。

(4) 領収証は発行しません。

大学から毎年の返還金の領収書は発行しません。

銀行または郵便局（ゆうちょ銀行）の預貯金口座の通帳を保管しておいてください。

なお、返還が完了したときには、大学から「返還完了通知」を送付します。

「返還完了通知」は金融機関からの収納確認及びシステム処理のため、発送が遅れることがありますのでご理解下さい。

3 返還金の督促と長期滞納者への強制執行

(1) 返還金の督促

- ア あなたが返還しなければ、連帯保証人(父母および父母以外)へ請求することになります。
- イ 滞納者は年賦による返還が認められません。この場合、返済残額を一括返還しなければなりません。
- ウ 著しく返還を怠っている場合は、やむを得ず次のような**法的措置を執ります**。

(2) 長期滞納者への強制執行

ア 内容証明郵便の送付

督促しても長期にわたり滞納している年賦額を返還しないときは、内容証明文書を本人、連帯保証人(父母)及び連帯保証人(父母以外)に送付します。

イ 訴訟及び強制執行

前項の内容証明文書記載の指定期間を経過して返還がない場合には、「**訴訟**」の手続きを行います。訴訟による「**債務名義**」取得後も履行されない場合、強制執行の手続きを執ります。

訴訟以降の手続きに要した費用はあなたの負担になります。

借用証書 誓約書 <抜粋>

貴学より借用いたしました上記金額(ただし、最高学年までに各年度又は学期ごとに願い出て関西大学奨学金委員会の選考のうえ採用された場合は規程の金額を加算した借用金額)について、関西大学貸与奨学金規程・同細則並びに関西大学入学時貸与奨学金規程に定められた返還方法を本人並びに連帯保証人は遵守し、延滞なく連帯して弁済する責務をおいます。

奨学生として責任を果たすことはもとより、卒業又は退学後は規程に従い、誠実に返還の義務を履行することを誓約いたします。

万一、返還を怠った場合は、延滞利息を課せられる他、返済期限にかかわらず返済金額に対する一括返済の請求をされ、又は、法的措置を取られても異議ありません。

II 返還が困難な場合

1 在学猶予

(1) 進学・編転入学した場合

- ア 本学の学部で学士入学（学部卒業年に入学）または大学院に進学した者は、自動的に返還猶予になりますので、願出の必要はありません。
- イ 学部卒業後1年以上経過し本学学部で学士入学した者は、**奨学金返還猶予願(様式は9ページ)に在学証明書を添付して提出してください。**
- ウ 他大学の学部（編入学含む）または大学院に入学した者は、在学中毎年度初めに**奨学金返還猶予願(様式は9ページ)に在学証明書を添付して提出してください。**

(2) 卒業期が延びた場合

- ア 本学学部留年者及び本学大学院学生で所定の単位を修得し、学位論文未提出者は、自動的に返還猶予になりますので、願出の必要はありません。
- イ 他大学の学部・大学院で留年した場合は、在学中毎年度初めに**奨学金返還猶予願(様式は9ページ)に在学証明書を添付して提出してください。**

(3) 猶予期間

他大学の学部・大学院在学者で猶予を希望する者は、1年ごとに奨学金返還猶予願の提出が必要（通算して5年が限度）です。

2 一般猶予

次の事由により、返還が困難になった場合は奨学金返還猶予願に事由ごとの証明書を添付して提出してください。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間
災害	り災証明書等	市区町村長・消防署長	1年ごとに願出が必要 その事由が続いている期間中
傷病	診断書等	医師	
生活保護受給中	生活保護受給証明書等	民生委員・福祉事務所長	
専修学校・各種学校・放送大学の学生	在学証明書	在学学校長	1年ごとに願出が必要
聴講生・研究生	聴講生・研究生であることの証明書	学校長	
外国に留学中・研究中	その事実を明らかにする証明書（日本語訳を添付）	その学校又は機関の長	通算して5年が限度
失業中	雇用保険受給資格者証の写・離職証明、無職証明書等	職業安定所長・民生委員等	
その他、やむを得ない事情で返還が困難	その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる第三者	

なお、猶予の可否は審査のうえ通知します。

3 各種届出

(1) 転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届

次の場合、**転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届**(様式は8ページ、用紙は巻末綴込)に必要な事項を記入して提出してください。

- ア 住所変更や、町名・番地等変更のあったとき。
- イ 結婚等により氏名変更したとき。
- ウ 貸与終了時に勤務先が未定であったが、その後就職先が決定したとき。
- エ 連帯保証人が住所変更・勤務先等変更したとき。

(2) 連帯保証人変更届

事由が発生したら速やかに、届出用紙に新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して提出してください。この届出用紙が必要なときは、奨学支援グループまで請求してください。

(3) 奨学金返還免除願

本人が死亡した場合は、奨学金は相続人または連帯保証人が返還することになりますが、未返還額について返還が困難な場合は、願出用紙に相続人は返還不能の事情を、連帯保証人は連帯債務を履行できない理由を証明(市区町村役場発行の所得証明書および民生委員等の証明)するものを添付して願出してください。

また、本人が心身障害となった場合も免除されることがありますので、この願出用紙に診断書(国・公立の病院または保健所のものに限る)と、本人は返還不能の事情を、連帯保証人は連帯債務を履行できない理由を証明(市区町村役場発行の所得証明書および民生委員等の証明)するものを添付して願出してください。

ただし、この場合は重度のものに限られます。

いずれの場合も免除の可否は審査のうえ通知します。この願出用紙が必要なときは奨学支援グループまで請求してください。

4 願・届の様式と用紙

- (1) 使用される転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届は巻末に綴込んであります。この用紙が不足した場合は様式(8ページ)を複写して使用するか、必要な事項のみ抜粋して適宜用紙を作成してください。
- (2) 奨学金返還猶予願は様式(9ページ)を複写して使用するか、適宜用紙を作成してください。
- (3) 連帯保証人変更届、奨学金返還免除願の各用紙が必要な場合は、奨学支援グループへ請求してください。

転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届

年 月 日

関西大学理事長 殿

学籍番号		
(フリガナ) 氏 名		印
年 月	学 部	卒 業 退 学 除 籍
	研 究 科	修 了 退 学 除 籍

本人・連帯保証人の下記事項が変更になりましたので、下記のとおりお届けします。

いずれかを○で囲む	本 人	連帯保証人
-----------	-----	-------

・ 転 居 () ← 連帯保証人の場合、氏名を記入

新 住 所	〒 — 都・道 府・県		
電 話 番 号	() —	携 帯 番 号	() —
旧 住 所	〒 — 都・道 府・県		

・ 改 氏 名 (転 籍) () ← 連帯保証人の場合、氏名を記入

新 氏 名		フリガナ	
新 本 籍			
旧 氏 名		フリガナ	
旧 本 籍			
備 考	届出の口座名義の変更： 有 ・ 無 (いずれかに○)		

・ 勤 務 先 (変 更) () ← 連帯保証人の場合、氏名を記入

勤 務 先 名		部 課
所 在 地	〒 —	
電 話 番 号	() —	

奨学金返還猶予願

年 月 日

関西大学理事長 殿

学籍番号（最終学歴） _____

[年 月 修了・卒業・退学・除籍・]

(フリガナ)



氏 名 _____

〒 _____
住 所 _____

電 話 () _____

携 帯 () _____

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたいので、お願いします。

記

1 希望の返還猶予期間（1年間に限る）

年12月 から 年11月まで

2 事 由（箇条書きのこと）

- ・
- ・
- ・
- ・

-
- 注意 1 願出の事由を明らかにする証明書を必ず添付すること。(6ページ参照)
2 電話番号は本学から速やかに連絡のつくところを記入してください。
3 本書を使用する際は、A4判に拡大コピーして使用してください。

(目的)

第1条 この規程は、関西大学に在学する学生で、修学の熱意はあるが、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与して学業を継続させることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学資の貸与を受ける学生を奨学生といい、その貸与金を奨学金という。

(対象)

第3条 奨学生は学部学生を対象とする。ただし、関西大学貸与奨学金細則第2条第2項の規定により出願する場合については、大学院学生（専門職大学院学生を除く。）を対象とすることができる。

(委員会)

第4条 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項は、関西大学奨学金委員会規程に規定する関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）が審議する。

(奨学金の貸与額)

第5条 奨学金の貸与額は、1学期分の授業料、教育充実費及び実験実習料の合計相当額とする。

(奨学金貸与期間)

第6条 奨学生に対する奨学金の貸与期間は1学期間とする。ただし、貸与期間終了学期の次学期以降も再度出願することができる。

(異動)

第7条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、直ちに委員会に届出なければならない。

- (1) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項の変更があったとき。
- (2) 連帯保証人の変更をするとき。
- (3) 休学又は退学をするとき。
- (4) 認定留学するとき。

(停止)

第8条 委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止することができる。

- (1) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (3) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 休学又は退学するとき。
- (5) 認定留学するとき。
- (6) 外国語学部においてスタディ・アブロードを履修する期間中であるとき。
- (7) 学費未納又は学費未納により除籍となったとき。
- (8) 奨学金を必要としなくなったとき。

(返還)

第9条 奨学金は、卒業又は退学後所定の期間内に年賦で返還しなければならない。

- 2 奨学金の返還については、細則に定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第1号から第3号までのいずれかにより奨学金の貸与を停止されたときは、遅滞なく奨学金の貸与総額を返還しなければならない。

(返還猶予)

第10条 委員会は、奨学生であった者が進学及び傷痍疾病その他正当な事由によって奨学金の返還猶予を願い出たときは、相当と認める期間猶予することができる。

2 前項の場合において、委員会は、改めて奨学金の返還について指定し、本人はその指定に従わなければならない。

(延滞金)

第11条 奨学生であった者が、正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、年5分の延滞利息を徴することができる。

(返還免除)

第12条 委員会は、奨学生又は奨学生であった者が死亡又は心身障害のため奨学金の未返済額の全部又は一部について返還不能となったときは、本人又は連帯保証人の願出によって、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(所管)

第13条 この規程の奨学金に関する事務は、奨学支援グループが所管する。

(細則)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 関西大学育英規定及び育英規定施行細則は、廃止する。

附 則

この規程(改正)は、昭和43年2月9日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成6年6月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成13年度以前の入学者が奨学金の貸与を受ける場合の貸与額及び貸与期間については、なお従前の例による。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年5月29日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前入学の学部学生及び大学院学生が奨学金の貸与を受ける場合は、なお従前の例による。

附 則

この規程（改正）は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この細則は、関西大学貸与奨学金規程第14条により、奨学金の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 奨学生の募集は、9月に行う。

2 主たる家計支持者の失職、死亡又は火災等による家計の急変により学費の納入が極めて困難となった者は、前項の規定にかかわらず出願することができる。

(提出書類)

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 所定の奨学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 家庭の経済状況を証明するもの
- (4) 特殊事情があるときは、その事由を証明する関係官庁の証明書又はそれに準ずる証明書

2 奨学金の貸与を再度希望する者は、その都度前項の各号に規定する書類を提出しなければならない。

(連帯保証)

第4条 連帯保証人は、2名とし、そのうち1名は父母兄弟又はこれに準ずる者とする。

2 連帯保証人は、互いに他の1名と別生計を営む者とする。

(奨学生の選考)

第5条 奨学生の選考は、学業成績、家庭の経済状況、人物及び健康その他特殊事情を審査のうえ決定する。

(採用通知)

第6条 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。

(誓約書、奨学金借用証書及び銀行振込口座届)

第7条 奨学生として採用された者は、所定の誓約書、奨学金借用証書及び銀行振込口座届を提出しなければならない。

2 前項の借用証書は、連帯保証人2名の連署とし、それぞれの印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(貸与方法)

第8条 奨学金は、本人名義の銀行口座への振込によって貸与する。

(貸与時期)

第9条 奨学金の貸与時期は、11月とする。

2 第2条第2項に規定する出願者の貸与時期は、前項の規定にかかわらず、随時とする。

(返還方法)

第10条 奨学金の返還は、別表に定めるところにより、年賦返還で毎年12月31日を返還期日とし、返還開始については次の各号に定めるところによる。

- (1) 各学部の3月卒業生及び大学院の3月修了者については、卒業又は修了の年
- (2) 各学部の9月卒業生及び大学院の9月修了者については、卒業又は修了の翌年
- (3) 退学した者及び学費規程第15条に規定する学費を納めている学生で、その期間が終了した者は、それぞれの日の属する翌月から起算して6カ月を経過した月の属する年
- (4) 除籍となった者は、学則に定める復籍が不可能となった年

(返還通知)

第11条 返還開始日以前に借用総額、借用明細及び返還について、本人及び連帯保証人に通知するものとする。

附 則

この細則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成6年6月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、第10条第3号の規定は、平成5年度以前入学生にも適用する。

附 則

この細則（改正）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成15年5月29日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則（改正）は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前入学の学部学生及び大学院学生が奨学金の貸与を受ける場合は、なお従前の例による。

附 則

この細則（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

奨学金返還年賦額

第1部学生・第2部学生（昭和55～平成14年度入学者） 学部学生（平成15年度以降の入学者） 大学院学生（昭和56年度以降の入学者）			
貸与総額	返還年賦額	貸与総額	返還年賦額
200,000円以下	50,000円	900,100～1,200,000円	100,000円
200,100～300,000円	60,000円	1,200,100～1,600,000円	120,000円
300,100～600,000円	70,000円	1,600,100～3,000,000円	150,000円
600,100～900,000円	90,000円	3,000,100円以上	貸与総額の 20分の1

貸与総額を返還年賦額で除し、返還年賦額未滿の端数が生じる場合、その端数は最終の返還年賦額に加算する。ただし、その端数が60,000円を超えるときは、その金額を最終年賦額とする。

また、貸与総額が3,000,100円以上で返還年賦額に1,000円未滿の端数が生じる場合は、その端数を最終の返還年賦額に加算する。

(目的)

第1条 この規程は、本大学の入学試験に合格し、入学金を納入した者で、経済的理由により就学が困難な者に対し、入学時に必要な学費を貸与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程により、学費の貸与を受ける者を奨学生といい、その貸与金を奨学金という。

(貸与額)

第3条 奨学金の貸与額は、授業料、教育充実費、実験実習料の入学初学期分相当額とする。

(委員会)

第4条 奨学生の選考及び奨学金に関し必要な事項の審議は、関西大学奨学金委員会規程に規定する関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(借用証書)

第5条 奨学生として採用された者は、借用証書を提出しなければならない。

2 前項の借用証書には、連帯保証人2名が連署し、それぞれの印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(異動及び貸与の停止)

第6条 奨学生に採用された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学金を必要としなくなったとき。
 - (2) 入学を辞退するとき。
 - (3) 本人又は連帯保証人の氏名、住所及び勤務先等に変更があったとき。
- 2 前項の奨学生が前項第1号又は第2号に該当する場合は、奨学金の貸与を停止する。

(返還)

第7条 奨学金の返還については、関西大学貸与奨学金規程第9条から第12条までの規定及び関西大学貸与奨学金細則第10条から第11条までの規定を準用する。

2 奨学金の貸与を受けた奨学生が入学を辞退したときは、直ちに奨学金を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成6年6月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年5月29日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

返 還 明 細 通 知 書 貼 付 欄

- 1 卒業・修了年度の返還説明会で交付される返還明細通知書を貼付しておいてください。(再発行できません)
- 2 返還明細通知書の記載事項は必ず確認してください。

返
還
明
細
通
知
書
貼
付
欄

